

一 古民家鑑定士について、教えてください。

中古住宅や古民家は、国や行政も活用に力を入れ、注目されています。なかでも、昭和25年以前に建築された木造住宅、古民家に特化したインスペクション（専門家による建物調査）として注目をあつめているのが、この「古民家鑑定」で、その鑑定を行うために必要な資格が「古民家鑑定士」です。築50年以上の住宅を鑑定調査し、コンディションを明確化すると共に、鑑定後30年における予防保全計画書や家歴書にあたる増改築改修履歴書を付けて鑑定後のメンテナンスに至るまで、先人の知恵と技術の詰まった古民家を良い状態で残し活用するためのアドバイスをします。

古民家鑑定士を取得された方は、古民家の再生アドバイスや、古民家を活用した新築や改築の提案などをされています。



事務局の一部に古民家の古材を再利用した小屋組があり、展示スペースとしても利用しているとのこと。

○古民家鑑定士は、こんな方におすすめです。

- ・ 不動産業  
(古民家購入のアドバイスやインスペクションとして)
- ・ 建築士、建築施工者  
(伝統工法・古民家の専門家として)
- ・ 行政書士、税理士など  
(古民家相続や改修資金の専門家として)

古民家鑑定士の講習・試験は（一社）住まい教育推進協会 089-967-7765 まで、

又はインターネットで問い合わせてください。県内で年間5回程行うとのこと。

最後に

古民家再生協会 千葉第一支部の橋本支部長様、斎藤雅裕様、台風15号の被害も残る中、大変貴重なお話を聞くことができ、ありがとうございました。

古民家に付いての興味深いお話も聞くことができました。古民家の活用に付いては、いろいろ難しい課題もあると思いますが、古民家鑑定はこれからさらに重要視されてくると思いました。

ねらい

私達建築士は、建築の設計と監理の業務を通して世の中に残るもの、つまり”もの『技』づくり”に日々取り組んでいます。良いものを造るには、当然のこととしてその細部にまで、精通していなければなりません。しかし、設計者はその業務の性質上、施工者にその意思を伝えるところまで、実際に”もの『技』づくり”に携わっている職人との交流はほとんどないのが実情であり、実際のものに触れ体感する機会には乏しいと言えます。”もの『技』づくり”を考えたとき、これで良いのでしょうか。建築工事に従事する各職人の仕事に対する十分な理解と知識の習得は、建築に深い洞察力を求められる建築士の仕事に欠かすことはできません。そこで今後、ものづくりの最前線の方々の団体と積極的に交流をはかり、意見をお聞きし、生きた情報を得ることにより、よりよい作品創り(”もの『技』づくり”)に活かしていきたいと考えております。

公益社団法人 千葉県建築士事務所協会